

Title	上代尚侍の一考察
Sub Title	Shoji (尚侍) ; a study of the court ladies in ancient times
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.213(325)- 226(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上代尚侍の一考察

志 水 正 司

—

尚侍は後宮十二司の一である内侍司の長官である。その後宮十二司は令制においてはじめて定められたものであり、各司は尚・典・掌の三等の職事と自余の散事から構成されているが、この等序は唐の宦官に原形が存し、十二司の職掌も唐宦官の分掌を参酌して定めたものと言われている。いま内侍司についていえば、唐の内侍省の名からとつたものとされ、その職掌についても、

内侍之職掌在_レ内侍奉、出_レ入宮掖_一宣_レ伝制令_一、綵_ニ掖庭・宮闈・奚官・内僕・内府五局之官属_一、(唐六典二二)
との近似が指摘されている。しかし、内侍省の成員は宦官であり内侍司のそれは皆婦人仕官者である。おそらく日本に令制以前より女性侍奉の慣習があつて、唐制を受容しながらもその伝統を内在せしめたものであろう。

さて、上代の尚侍に関する研究をかえりみると、専ら有職故実乃至宮廷風俗という関心から行われ、その一応の成果が浅井虎夫氏の「女官通解」に集約されてからは、特別の論文もないように思われる。それには、後宮のことの国史等公的記録から脱漏しがちで、その史料的制約という原因もあつたろうが、また法式の精通に終始して広い視野からの検

討を見失つたためではあるまいか。尚侍は天皇の側近に侍して奏請・宣伝を掌るなど深く政治にかかわりをもっている。本稿では、近年精緻さを加えた上代政治史の中にこの尚侍を位置づけ、その就任者及び制度的推移について、主として政治史的視角より考察を試みたのである。

二

まず、内侍司にかかわる令の規定をみると、後宮職員令内侍司条に、

尚侍二人〔掌_下供奉・常侍、奏請・宣伝、檢_レ校女孺_一、兼_レ知内外命婦朝参_一、及禁内礼式之事〕

典侍四人〔掌同_ニ尚侍_一、唯不_レ得_ニ奏請_一・宣伝_一、若无_ニ尚侍_一者、得_ニ奏請_一・宣伝_一〕

掌侍四人〔掌同_ニ典侍_一、唯不_レ得_ニ奏請_一・宣伝_一〕

女孺一百人

とある。すなわち、尚侍は、天皇に供奉・常侍して奏請・宣伝の事にあたり、また女孺を檢校し、内外命婦の朝参を兼知し、禁内の礼式を掌る。典侍の職掌は尚侍と同じであるが、ただ奏請・宣伝のことは専ら尚侍が掌り、尚侍なき場合のみ典侍がこれを代行する。掌侍の職掌は尚侍・典侍に同じく、しかし奏請・宣伝の権はないと規定しているのである。

なお、令集解には、

古記云、尚侍、兼_レ知諸司事并妃以下宮人礼式_一也

古記云、典侍注、請_レ伝_一之字若為、答、奏_レ宣小事_一謂_ニ之請伝_一耳、少納言一種也

などとみえて、大宝後宮官員令では尚侍・典侍の職掌に小異のあつたことがうかがわれる。また、下つては大同二年十

二月十五日の太政官奏に（類聚三代格五・禄令集解）

謹檢ニ令条一、尚侍者供奉常侍奏請宣伝、典侍者若无ニ尚侍一代掌ニ宣伝、掌侍者雖レ不得ニ奏請一、而臨時処分得レ預ニ宣伝一

とみえているが、この解釈は何時ごろから行われていたものであろうか。⁽²⁾

その給禄については、禄令宮人給禄条に、尚侍は従五位に、典侍は従六位に、掌侍は従七位に准ずることが規定されている。ただし婦人の位封禄は食封条に「女減レ半」とされており、またその位田についても田令位田条に「女減ニ三分之一」と定められ、資人も軍防令給帳内条に「女減レ半」とされていたのであった。

さて、和銅八年二月丙辰には、

制、尚侍従四位者、賜レ禄准ニ典蔵ニ焉

との制勅が出されている（続日本紀）。禄を賜うこと典蔵に准ぜよとは、令規に典蔵の給禄が従四位に准ずるとあるからであろう。この制勅は、当時尚侍で従四位に昇叙された者があつて、その給禄を調節するためのものと考えられるが、いまそれに該当する人物を求めるに、梶犬養橋宿称三千代が浮ぶ。三千代は二年後の靈龜三年正月に従四位上から従三位に叙せられているからである（続日本紀）。また三千代が尚侍であつたことについて参考史料がある。すなわち、興福寺流記は西金堂の釈迦三尊及び十大弟子・八部衆の諸像の成立を述べるに、「延曆記」「弘仁記」を引いて、

天平六年歲次甲戌正月十一日、贈従一位内侍尚侍、梶犬養橋大夫人薨、仍仁政皇后奉_レ為先妣、敬造_ニ件像_ニ云云

と記している。この文には三千代の薨去を天平六年のこととしたり、贈従一位としているなど錯乱はあるが、いずれも無根のことではなく、⁽³⁾三千代を尚侍とするのも、また掘るところあつて記したものと認められるであろう。こうして三

千代の靈龜前後に尚侍であつたことが推知されるが、その夫は右大臣藤原不比等である。不比等は尚侍三千代を支持し、天皇側近にある彼女を通じて宣奏を関知し適切に画策したことであろう。また三千代も不比等の後援を得、尚侍という枢要な地位を占めて、後宮に隠然たる権勢をふるつたわけである。そしてここに藤橘二氏の繁栄の基が築かれたことは多弁を要しないであろう。

註

- (1) ここにいう諸司事は後宮十二司のことを指すのであろう。
- (2) ただし、内侍宣で普通「典侍何某宣」などあるに對し、掌侍が扱つた場合には「掌侍何某宣」とあり差別していることが認められる。のちの例ではあるが「掌侍安倍朝臣鳳子伝宣」(政治要略五三)、「掌侍従五位上賀茂定子伝宣」(朝野群載一一)などとみえる。
- (3) 天平六年正月十一日は三千代の一周忌に当り造像供養した日であり、また三千代の位階も天平宝字四年八月正一位を贈られる以前は贈従一位であつた。

三

天平宝字四年十二月には次の格が出されている(類聚三代格・禄令集解)。

乾政官符

応_レ全_ニ給尚侍尚藏封戸并位田_ニ事

右奉_レ勅、准_レ令給_レ封女悉減_レ半、但尚侍尚藏職掌既重、宜_レ異_ニ諸人_ニ量須_ニ全給_一、位田並亦如_レ此、自今以後永為_ニ恒例_一、

天平宝字四年十二月十三日

すなわち、尚侍・尚蔵は重職であるとして、その封戸・位田を特に男官に准じて全給することとし、該地位の実質的上昇を規定したものである。なお、続日本紀同年月戊辰条の勅には「其位田資人並亦如_レ此」とあつて、同時に資人の全給をも定めたことが知られる。

(い) このときの尚侍及び尚蔵は誰であつたかという点、続日本紀天平宝字六年六月庚午条に、

尚蔵兼尚侍正三位藤原朝臣宇比良古薨、贈太政大臣房前之女也、

とみえており、角田文衛氏の考証によつて、この宇比良古は袁比良と同一人物で、藤原仲麻呂の室であることが明らかにされている。⁽⁴⁾ 袁比良がいつ尚侍に就任したか不明であるが、あるいは淳仁天皇即位の天平宝字二年のころでもあろうか。⁽⁵⁾ また天平宝字四年正月丁卯に正三位に昇叙されていることからみても（続日本紀）、格の出された同年十二月にはすでに尚蔵兼尚侍の地位にあつたとしてよいであろう。

(ろ) ついで「職掌既重」についてみるに、

勅、中納言准_レ格正四位上、此則職掌既重、季禄尚少、自今以後、宜_ニ改為_ニ從三位官_一、

天平宝字五年二月一日

がある（類聚三代格・続日本紀）。これは、中納言の地位と待遇の向上によつて、王氏長老の文屋真人浄三・北家の藤原朝臣永手を優遇引付し乾政官を充実し、自己の政權を強化するため仲麻呂が発意したものとされる。この語句の同似と乾政官符として出されていることと、四年十二月格も仲麻呂が出したものであることを察せしめよう。

(は) 天平宝字四年十二月にいたる後宮の推移をみると、天平宝字二年八月淳仁天皇の即位を機に、紫微中台は坤宮官

と改称され、その職掌を縮少し、光明皇太后の政は罷み所謂「居^レ中奉^レ勅」の掌もなくなり、国政はもつぱら淳仁天皇をいただく乾政官で行われるようになった。⁽⁶⁾そこで仲麻呂は、天皇側近の後宮を充実すると同時に、⁽⁷⁾その室袁比良を尚侍として天皇に供奉常侍せしめ、「奏請・宣伝」の権を自家の掌中に収めたのであった。ついで天平宝字四年六月には光明皇太后が崩御し、まもなく坤宮官が停廢されることになるが、この機会に、更めて後宮の支配を強固にすることが考えられたのであろう。

かくて、仲麻呂は、「奏請・宣伝」の権を確保し、また後宮の支配を一段と強化すべく、袁比良が占める尚侍・尚蔵の地位の実質的上昇を図つて、核格を發行することになつたと解されるのである。

- (4) 角田文衛「藤原袁比良」古代文化六ノ五
- (5) 別に角田氏は「もしそれが仲麻呂の権力獲得に照応しているとすれば、この昇任は勝宝七・八歳の頃ではなかつたかとおもう」との推測を述べておられる。前掲論文。
- (6) 滝川政次郎「紫微中台考」法制史研究四
- (7) 続日本紀天平宝字二年八月丙午条「増^ニ宮人職員^ト」

四

宝龜八年九月乙丑には（続日本紀）、

勅、檢^ニ天平宝字四年格^一稱、尚侍尚蔵職掌既重、宜^下異^ニ諸人^一全賜^中封戸^上者、然則官位祿賜、理合^ニ同等^一、宜^下尚侍^{准^ニ尚蔵^一、典侍准^中典蔵^上、}

との勅が出され、ついで宝龜十年十二月己未にも（続日本紀）、

勅、内侍司多置_ニ職員_ニ、給_レ禄之品懸劣_ニ比司_ニ、自今以後、宜_レ准_ニ蔵司_ニ、

との勅が出されている。両者の文章は相異しているが、禄令に掌侍は掌蔵と等しく従七位に准ずと定められているのであるから、「准_ニ蔵司_ニ」と「尚侍准_ニ尚蔵_ニ、典侍准_ニ典蔵_ニ」とはその指示するところ同一である。⁸⁾すなわち、これらの勅により、尚侍の給禄は尚蔵に同じく正三位に准じ、典侍のそれも典蔵に同じく従四位に准ずるといふ給禄昇格がなされたのである。

(い) 当時の尚侍は誰であつたかというに、続日本紀天応元年三月己巳条に、

尚侍兼尚蔵正三位大野朝臣仲仵、従三位東人之女也、

とみえている。仲仵がいつ尚侍に就任したのか明らかでないが、宝龜元年十月癸丑に従三位に昇叙されたころには、尚侍であつたとして、異論はないであろう。同日に従四位下に叙せられている飯高宿称諸高が典侍であつたと考えられることも傍証となる（続日本紀）。また大野朝臣姉が宝龜八年正月に従五位上に、無位大野朝臣乎婆々が同年二月に従五位下に叙せられているのは、尚侍仲仵の一族推挽によるものであろうか（続日本紀）。

(ろ) 大野仲仵は左大臣藤原永手の室であつたが（続日本紀神護景雲三年二月壬寅条など）、その永手は宝龜二年二月すでに病歿している。しかし、そののちも続いて永手の兄弟縁者らが尚侍仲仵を支持したと考えられる。これらの勅が出されたときの太政官上座には良継のあとを承けて藤原魚名（大納言→内大臣）があり、彼は永手の弟である。加えて当時の太政官の構成をみるに藤原氏が圧倒的多数を占めていた。該勅の発行には魚名をはじめこれら藤原氏の協力支持のあつたことが考えられるのである。

(は) 宝龜八年にいたる後宮の動向をみると、尚蔵兼尚侍藤原袁比良薨去・藤原仲麻呂の叛乱ののち、称徳天皇が重祚してから、後宮の様相は少しく異るごとくである。

和氣広虫の場合——日本後紀延暦十八年二月乙未条の和氣清麻呂薨伝をみると、清麻呂・広虫ともに称徳天皇に事え並びに愛信を蒙つたことを述べて、

既而天皇落飭、随出家為御弟子、法名法均、授進守大夫尼位、委以腹心、賜四位封并位禄位田、とあり、そののち広虫は道鏡皇位覬覦事件にあい備後に配流されたが、道鏡が失脚すると京師に召還されて「又掌吐納」とみえている。続日本紀神護景雲二年十月庚午条にも「大尼法均准從四位下」とあり、それは典蔵が從四位に准ずるのと照応し、復帰後も典蔵に任じられているから、法均の地位は典蔵のごときものであつたかと疑われよう。その法均が称徳天皇の腹心として側近に侍り勅旨奏事の吐納を掌つたというのである。これをみるに内侍司の「供奉常侍・奏請宣伝」の職掌が大尼法均に吸収されていたことが知られるであろう。

吉備由利の場合——続日本紀宝龜元年八月丙午条には、称徳天皇大漸の折について、

天皇自幸由義宮、便覺聖躬不予、於是則還平城、自此積百餘日、不親視事、群臣曾無得謁見者、典蔵從三位吉備朝臣由利、出入臥内、伝可奏事、

と記している。ここに、吉備由利への天皇の厚い信任のほどが知られると同時に、内侍司の主要な職掌が事実上蔵司によつて行われていたことが窺知せられるのである。

称徳天皇は専制君主の恣意において多分に変則の政治を行つたのであつたが、後宮においても地方豪族出身の女性を登用し、また尚侍の職掌にも拘泥しなかつたといえよう。そこで藤原氏としては、尚侍の地位を確保する一方、蔵司ら

による職掌侵犯に対抗するためにも、内侍司を蔵司と同位にしておくことが要望されたのであろう。

(8) 禄令集解所引の宝龜十年格は「自今以後、尚待准_ニ尚蔵、典待准_ニ典蔵」となっている。

(9) 日本後紀延暦十八年二月乙未条に「任_ニ典蔵」とあり、角田文衛氏は「彼女は、宮廷に復帰した宝龜元年に、すでに典蔵に任じられていたのであろう」(「勅旨省と勅旨所」古代学一〇—二・三・四)と推測しておられる。

五

大野仲仵薨去ののち、桓武朝においては、尚待として藤原百能・阿倍古美奈・百濟王明信の名が認められる。以下、それぞれの就任と支持者について考察してみよう。

(い) 藤原百能の場合——続日本紀延暦元年四月己巳条に、

尚待従二位藤原朝臣百能薨、兵部卿従三位麻呂之女也、適_ニ右大臣従一位豊成、大臣薨後、守_レ志年久、供_ニ奉内職、見_レ称_ニ貞固、薨時年六十三、

とみえている。百能がいつ尚待に就任したかは不明で、桓武朝以前にすでにその地位にあつたものかとも疑われるが、いまは尊卑分脈に「桓武御宇尚待」と注され、一代要記にも桓武天皇后宮の尚待として記載されているに従い桓武朝のことと考えておく。

桓武朝初頭の太政官には、左大臣藤原魚名があり、参議藤原浜成がいた。浜成は百能の弟であり、その浜成と魚名との関係については、天応二年の水上川継謀反事件で、浜成が参議を解却された同年に、魚名も「坐_レ事免_ニ大臣」¹⁰⁾ぜられていたことから窺知されよう。また中納言藤原継繩は百能の継子であり、参議藤原是公は甥にあたる。百能の尚待就

任には魚名・浜成および南家の支持のあつたことが考えられよう。

(ろ) 阿倍古美奈の場合——続日本紀延暦三年十月乙未条に、

尚蔵兼尚侍従三位阿倍朝臣古美奈薨、(中略)古美奈中務大輔従五位上粳虫之女也、適_ニ内大臣贈従一位藤原朝臣良繼_ニ生_レ女、即是皇后也、

とみえているが、良繼は宝龜八年九月に薨逝している。古美奈がいつ尚侍兼尚蔵に就任したか明らかでないが、天応元年十一月に正四位上、さらに従三位と累進したところであろうか。そして古美奈の女子乙牟漏がすでに桓武天皇の皇太子時代に妃となり宝龜五年には安殿親王を生んでいたことが、就任の支えになつたのであろう。

ここで思うに、宝龜十一年二月並んで参議から中納言となつた藤原田麻呂と藤原繼繩が、繼繩は中納言のまま、田麻呂だけが天応元年六月大納言に、天応二年六月には右大臣に昇進して太政官の最上座を占めたこと、また藤原種継が天応二年三月参議に、延暦三年正中納言に昇り、「天皇甚委_シ任_之、中外之事皆取_レ決焉」(続日本紀延暦四年九月丙辰条)といわれたことは、古美奈・乙牟漏母娘の式家推挽によるところの多かつたことが考えられる。

(は) 百済王明信の場合——類聚国史曲宴延暦十四年四月戊申条に、まず天皇が古歌を誦して、
勅_ニ尚侍従三位百済王明信_一令_レ和_之、不_レ得_レ成焉、天皇自代和……

とみえ、また日本後紀延暦十六年正月辛亥条にも、

能登国羽咋能登二郡没官田并野七十七町、賜_ニ尚侍従三位百済王明信_一、

とあり、同大同三年六月甲寅条の藤原乙叡薨伝には「母尚侍百済王明信被_ニ帝寵渥_一」ともみえている。

延暦二年三月式家田麻呂薨去ののちは、藤原是公が右大臣、藤原繼繩が大納言に昇り、南家従兄弟の時代に入つてゆ

く。そして是公が延暦八年九月に薨すると、代つて繼繩が右大臣兼中衛大将をつぎ、是公の子雄友を参議に加えている。百濟王明信はこの繼繩の室であつて（続日本紀延暦六年八月甲辰条）、繼繩と是公が尚待明信を支持利用していたものと考えられよう。なお、是公もまたその妾を尚蔵としていたことが注意される。公卿補任延暦九年条の参議藤雄友の注に、右大臣是公三男（三男）、母正四位上侍従中宮大夫兼右衛門督橘朝臣佐為四女、尚蔵三位麻通我朝臣とあり、続日本紀延暦五年正月乙巳条には正四位上橘朝臣真都賀の従三位昇叙のことがみえているのである。

(10) この魚名の左大臣罷免については、北山茂夫「日本古代政治史の研究」(四五七頁)の考察に左袒したい。

六

平城朝の尚待には藤原薬子がいる。日本後紀弘仁元年九月丁未・己酉条によれば、薬子は藤原種継の娘であり、藤原繩主を夫とし三男二女の母であつたにもかかわらず、平城天皇がまだ皇太子のころ東宮宣旨として仕え、その臥内に入するようになった。そこで桓武天皇は憂慮して彼女を退去せしめたのであつたが、平城天皇が即位すると、百方趁逐して内侍司に入り尚待となつたという。

大同二年十二月十五日には次の官奏がなされ、十八日に裁可されている（類聚三代格・禄令集解・類聚国史四〇）。

太政官謹奏 擬ニ定位階ニ事

内侍司

尚侍二人 右件禄令准ニ従五位ニ、今准ニ従三位官ニ

上代尚侍の一考察

典侍四人 右件禄令准_ニ從六位_一、今准_ニ從四位官_一
掌侍四人 右件禄令准_ニ從七位_一、今准_ニ從五位官_一

右謹檢_ニ令条_一 (中略)、由_レ茲准量、所務是重、而准位猶卑、禄賜欠少、伏望、昇_ニ進爵級_一、品秩相当、臣等商量所_レ定如_レ前、謹録_ニ事状_一、伏聴_ニ天裁_一、謹以申聞、謹奏、聞、^(一〇)

大同二年十二月十五日

これについて、角田文衛氏は宝龜八年格を再規定したに過ぎぬと見做しておられるが、⁽¹¹⁾宝龜格の尚侍を正三位に准ずとするところなど相異が認められる。この点を考察するに、薬子の位階がまだ從四位下或はそれ以下であつた⁽¹²⁾実情を商量しつつ、当時太政官の上座にあり「上有_レ所_レ問、不_ニ希指苟合_一」(日本後紀弘仁三年十月辛卯条)といわれた藤原内麻呂らの抑制が働いて、この官奏となつたことが疑われよう。この官奏を単純に薬子側の仕事とみる⁽¹³⁾説には賛同し難い所由でもある。

しかし、薬子は巧に愛媚を求めて恩寵隆渥を得、その言うところは皆聴容され「百司衆務、吐納自由」であつたといふ(日本後紀弘仁元年九月己酉条)。それは尚侍の奏請・宣伝の権をたくみに利用したものであるが、また後宮職員令集解に「穴云、問、依_ニ公式令_一、諸奏事、皆少納言以上所_レ行、未_レ知、此司掌_ニ何事_一乎、答、自余諸事巨多是也」とあるごとき該規定の内容的不明確さが、尚侍の職権の拡張濫用を可能にしたと考えられる。平城天皇讓位ののちも、その太上天皇に供奉常侍して奏請宣伝のことを掌り、「己我威權乎擅為止之_一、非_ニ御言_一事乎御言止云都々、褒貶許止任_レ心_一、曾无_レ所_ニ恐憚_一」⁽¹⁴⁾という有様であつたといふ(日本後紀弘仁元年九月丁未条)。大同五年六月の觀察使を罷めて参議を復する「太上天皇詔」(日本紀略同年月丙申条)や、同年九月の都を平城古京に遷さんとする「太上天皇命」(日本後紀同年月癸卯条)

などは、尚侍薬子の奏宣を経たものであろうと推察される。そして兄の藤原仲成も「及乎女弟薬子専朝、仮威益驕、王公宿徳、多見凌辱」といわれるまでにいたつたという（日本後紀弘仁元年九月戊申条）。だが、彼等の専行も嵯峨天皇側の周到機敏な処置に制せられて、仲成は射殺され、薬子は遂に毒を仰いで死したのであつた。

これをかえりみるに、薬子には太政官に有力な支持者がなかつた。仲成といつても大同四年四月に及びようやく観察使に任せられたほどで、それに「昭穆无次」として藤原氏の間でも擯斥される存在であり、太政官の中樞は内麻呂（右大臣）園人（觀察使→大納言）ら藤原北家の人々によつて占められていたのである。そのため薬子は専ら平城天皇との私的関係を支えとして尚侍の地位に就き、太政官とは疎隔の傾向を生じて「吐納自由」と批判されたのであつた。そして嵯峨天皇即位ののちも、太上天皇の翼下を離れることなく扈從しその政令に関与したのであつたが、一方嵯峨天皇との連結を緊密にした太政官政治からはいよいよ遊離することとなつたのである。ここに尚侍薬子の焦躁と悲劇の因由が存したといえよう。

(11) 同氏「勅旨省と勅旨所」古代学一〇—二・三・四

(12) 薬子は大同三年十一月丙申に従四位下から正四位下に昇叙されている（日本後紀）。

(13) 門脇禎二「律令体制の変貌」岩波講座日本歴史三所収。

七

薬子の後の尚侍には、嵯峨天皇の従姉の五百井女王が（平安遺文三八・三九）、次いで藤原冬嗣の室藤原美都子（日本紀畧天長五年九月丁亥条）が就任することとなるが、のち次第に尚侍の職掌は太政官乃至藏人所によつて内容的に制限され

る傾向をとり、その政治史的意義も後退して行くごとくである。しかし紙幅も限られて、その詳細は他日に譲らねばならない。

以上の考察によつて、尚侍がその「供奉常侍・奏請宣伝」という職掌を通じて太政官上座と密接な関係を有していた事実、そして制度的変改の占める史的位位置について、その一半を明らかにし得たと思うが、はじめにも述べたように何分史料が乏しく、推測する部分のかさむ結果となり、筆者の不明も加わつて過誤に陥つた点もあろうかと恐れる。大方の御批正がいただければ幸甚である。